平成２７年（フ）第７７号
栃木県足利市上渋垂町281番地７
債務者　阿部　省治
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月13日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第３４５号
岡山市北区撫川1041番地35
債務者　中村　静代（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３５０号
岡山市中区中島305番地１
債務者　瀧本　康徳
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３６０号
岡山市東区金岡東町１丁目13番20号
債務者　山下多喜子
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３６１号
岡山市中区竹田２番地１サンシャイン98101、旧住所岡山市中区乙多見293番地５
債務者　田中　忠士
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７９９７号
東京都渋谷区富ヶ谷１丁目２－４－206
債務者　園田　修身
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８０２１号
東京都清瀬市中清戸２丁目634－５－101
債務者　川西　雅一
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８０３６号
東京都八王子市鑓水２丁目81－３－505
債務者　左部　　豪
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８０３７号
東京都品川区荏原５丁目11－18－101
債務者　五十嵐美紀子
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８０３８号
東京都板橋区坂下１丁目41－20－102
債務者　及川　美和
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８０４４号
東京都品川区荏原３丁目２－13－202
債務者　福川　有加
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８０４９号
東京都墨田区文花２丁目14－１
債務者　長谷川美奈
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８０５０号
東京都大田区山王３丁目10－７
債務者　山口　順子（旧姓長谷川・高田）
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８０５２号
埼玉県草加市新里町1196－５
債務者　佐藤　文貴
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８０５３号
東京都小平市花小金井４丁目21－５－410
債務者　戸部　　惠
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８０６３号
東京都練馬区北町１丁目37－３－507
債務者　杉本喜久雄
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部